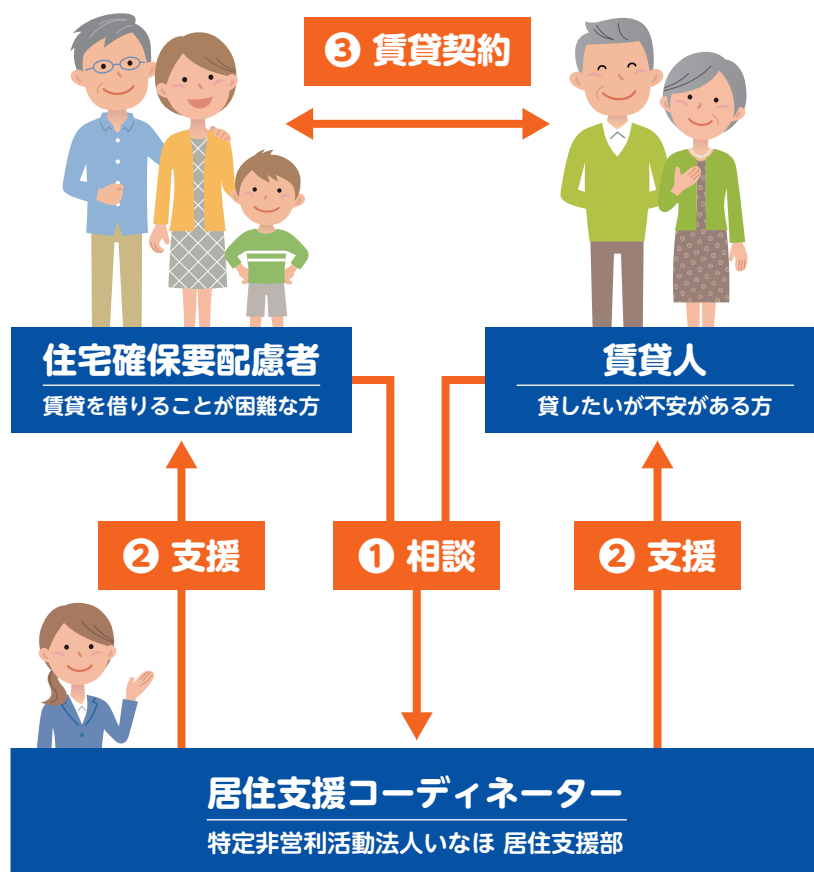


「新たな住宅セーフティネット制度」とは

住宅セーフティネット法に基づき、国土交通省により平成29年10月にスタートした制度です。

高齢者、低所得者、障がい者、被災者、子育て世帯、LGBT、戦傷病者等の、住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行うとともに、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行うものです。



制度の詳細な情報はこちらから

国土交通省による制度の紹介です

新たな住宅セーフティネット制度



住宅の検索・閲覧・申請ができます

セーフティネット住宅情報提供システム



障がいを理由に、
なかなか賃貸契約
できず困っている…

障がい者



要介護でも入れる？
病気や死亡の時は
どうすればいいの？

高齢者



低収入なので
家賃負担が心配…

生活困窮者



子どもを伸び伸びと
育てたい…
一人親家庭でも対象？

子育て世帯



「住まい」「暮らし」についてのお困りごとが
ありましたら遠慮なく、ぜひご相談ください

相談は無料です、まずはお電話ください

相談窓口電話番号

080-9638-4218

特定非営利活動法人いなほ 居住支援部

特定非営利活動法人

いなほ

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目 20-16

TEL 019-677-8500 FAX 019-677-8500

HP <https://www.inaho-iwate.com/home>



Webからもお問い合わせできます。QRコードを読み
取るか、「いわて NPO いなほ」で検索して下さい。

いわて NPO いなほ

検索

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

1 貧困をなくそう

10 人や国の不平等をなくそう

11 住み続けられるまちづくりを

2020年度版

入居者向け



お住まいが見つからずお困りの方へ

新たな住宅セーフティネット制度を活用した

「住まい」「暮らし」

をサポートします



特定非営利活動法人いなほ

UD FONT
by MORISAWA

見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

「お住まい」に「お困り」ではありませんか？



要介護向きの賃貸はあるの？

60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方などが対象

高齢者



バリアフリーの賃貸はあるの？

障害の程度が次に該当する方などが対象

- 身体障害 1～6級
- 精神障害 1～3級
- 知的障害（精神障害に準ずる）

障がい者



低収入なので家賃が心配…

概ね月収15.8万円以下で最低限度の生活の維持が困難な方や生活困窮者自立支援法による援助を受けている方などが対象

生活困窮者



子どもを伸び伸びと育てたい

18歳以下の扶養義務のある子が同居する世帯（一人親世帯含む）などが対象

子育て世代



震災で住む家を失ってしまった

発災後3年以内の方または世帯が対象

被災者



文化が違うため生活が困難…

次のいずれかの交付を受けた方などが対象

- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 外国人登録証明書

外国人

！ 上記の他、新婚世帯、児童虐待被害者、DV被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、帰国被害者、保護観察対象者、戦傷病者、LGBTなど省令で位置づけられる方が対象となります

このような皆さまを「住まい探しから退去時までサポート」いたします



1 住まい探し

住宅探しにおける、不動産業者への相談や物件内覧などへ同行します。



2 家賃債務保証支援

連帯保証人の確保が困難な方のために、家賃債務保証を行う「債務保証会社」への紹介をします。



3 契約手続き立ち会い

賃貸契約時の必要書類にかかる手続きなどに立ち会い、トラブルを未然に防止します。



4 生活ルールの確認

生活ルール（ゴミ出しや設備類など）や安全対策などを身につけるためのお手伝いをします。



5 定期訪問

定期に家庭訪問を行い、生活の困り事や悩みなどを早期発見・対応いたします。



6 退去時の立会

大家さんや管理会社による現状確認に立ち会い、退去時のトラブルを未然に防止します。



7 家財の整理

退去時に伴う、家財・荷物の整理および室内清掃のサービスと取り次ぎします。

入居前のサポート

入居中のサポート

退去時のサポート